

手当・助成

児童扶養手当

ひとり親家庭等に対し、所得限度額表に基づいて手当を支給しています。

【支給額】

手当額	全部支給	一部支給	全部停止
第1子	月46,690円	月46,680～11,010円	0円
第2子以降	月11,030円	月11,020～5,250円	0円

【支給月】

該当月	支給日	該当月	支給日	該当月	支給日
3～4月分	5/9	7～8月分	9/11	11～12月分	1/10
5～6月分	7/11	9～10月分	11/11	1～2月分	3/11

【受給資格】

柏市に居住し、次の条件に当てはまる18歳に達した日以後最初の3月31日を迎える前の児童を監護しているひとり親または児童の養育者。

※国籍の要件はありませんが、外国籍のかたは一定の在留資格があるかたに限ります。

- 父母が離婚した後、父（または母）と一緒に生活をしていない児童
- 父（または母）が死亡したり、生死が明らかでない児童
- 父（または母）が重度の障害の状態にある児童（詳しくはお問い合わせください）
- 父（または母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- その他法令の定めによるもの（未婚等） など

次のような場合は受給資格がありません。

- 日本国内に住所がないとき
- 児童が児童福祉施設等に入所しているとき、または里親に委託されているとき
- 児童が父または母の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき

【支給の制限】

受給資格があっても、手当の一部または全部が停止される場合があります。

- 公的年金等（遺族年金や障害年金、労災による遺族補償等）の受給がある場合
- 受給資格者及び扶養義務者等の所得が下表の所得より多い場合

【所得限度額表】 ※令和6年10月までの額

税法上の 扶養親族	本人（受給資格者）		同居の直系血族等
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満



こども福祉課 04-7167-1595

児童手当

【対象】

支給対象は日本国内にお住まいで、0歳～高校3年生相当年齢（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育しているかた

【支給月額】

0歳～3歳未満		3歳～高校生	
第1～2子	第3子以降	第1～2子	第3子以降
15,000円	30,000円	10,000円	30,000円

※第3子以降となるかどうかの判定の際には、22歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（親等の経済的負担がある場合に限る）の人数により判定します。

【支給時期】 年6回（偶数月）

児童手当・子ども医療費給付窓口 04-7128-9923

詳細は
こちらから



通院・入院、おくすりの助成

ひとり親家庭等医療費等助成

18歳に達した日以後最初の3月31日を迎える前の児童及びその保護者のかたの入院・通院・調剤などの保険適用分が対象です。※一定の障害の状態にある方は20歳の誕生日の前日まで。（事前登録や年度更新が必要です。また、所得制限があります）

子ども	【自己負担額】 全て無料
保護者など	【自己負担額】 課税世帯の方：入院1日300円 通院1回300円 調剤無料 非課税世帯の方：全て無料

※他に医療費の助成等がある場合は差し引いて支給

こども福祉課 04-7167-1595

詳細は
こちらから



子ども医療費助成制度

0歳～高校3年生相当年齢の児童の医療費を助成します(事前登録が必要です)

助成対象	保護者の自己負担額
通院・入院 保険調剤 入院中の食事療養費 (標準負担額)	通院＝1回300円 入院＝1日300円 保険調剤＝無料 月額上限：ひと月あたり、1人の子どもが同一の医療機関 で入院11日、通院6回目以降は無料（R5.8.1受診分～） ※市区町村民税所得割非課税世帯の自己負担額は無料

※ひとり親医療費を受給されている場合：子ども医療費助成受給券は発行されません。
ひとり親家庭等医療費等助成受給券をご利用ください。

※他に医療費の助成等がある場合は差し引いて支給

児童手当・子ども医療費給付窓口 04-7128-9923

詳細は
こちらから



J R 定期券割引券を発行しています

児童扶養手当受給者及び同一世帯のかたを対象に、J R 東日本の通勤定期券の「割引券」をこども福祉課で発券しています。※学生割引との併用はできません。

必要書類	児童扶養手当証書、顔写真(縦4×横3cm)
申請方法	窓口で申請書を記入してください。郵送でも提出可

詳細は
こちらから



こども福祉課 04-7167-1595

親を亡くした児童への手当

遺児等養育手当

父母のいずれかを亡くした児童、両親とも亡くした児童（中学校卒業まで）を対象に支給されます。（事前登録や年度更新が必要です。また、所得制限があります）

支 給	乳幼児	小学生	中学生
月 額	8,000円	8,500円	9,000円

詳細は
こちらから



こども福祉課 04-7167-1595

交通遺児援護基金

交通事故を原因として遺児等養育手当を受給しているかたを対象に、各種援護金を支給しています。

詳細は
こちらから



柏市社会福祉協議会 04-7163-1234

就学援助

経済的な理由でお困りのご家庭に対し、お子さまの学校給食費・学用品費・入学準備金などの一部を援助する制度を設けています。

※入学前や年度途中からでも相談できます。

		小学生	中学生
新入学学用品費		57,060円	63,000円
学用品費	新1年生	年額 13,230円	年額 25,040円
	新1年生以外	年額 15,500円	年額 27,310円
修学旅行費 (交通費, 宿泊費, 見学科等)		実費 (見学科: 上限3,000円)	実費 (見学科: 上限5,500円)
宿泊を伴う校外活動費 (交通費, 宿泊費, 見学科等)		実費 (見学科: 上限2,000円)	実費 (見学科: 上限5,500円)
学校給食費		免除	免除

その他、医療費、PTA会費、クラブ活動等費、入学準備金等

学校教育課 04-7191-7367

詳細は
こちらから



特別支援教育就学奨励費

柏市立小中学校の特別支援学級に在籍するお子さまの学校給食費・学用品費などの一部を援助する制度を設けています。

※就学援助制度と同時に申請することは可能です。就学援助制度が優先して審査されます。

	小学生	中学生
新入学学用品費 (4月から認定の1年生のみ)	28,530円	31,500円
学用品費	年額5,820円	年額11,370円
修学旅行費	実費の半額 (上限10,790円)	実費の半額 (上限28,860円)
宿泊を伴う校外活動費	実費の半額 (上限1,845円)	実費の半額 (上限3,105円)
宿泊を伴わない校外活動費	実費の半額 (上限800円)	実費の半額 (上限1,155円)
通学費	実費	実費
学校給食費	実費の半額	実費の半額

申請は通学する学校から
学校教育課 04-7191-7367

詳細は
こちらから



かしわファミリー・サポート・センター利用料助成

ひとり親家庭の「かしわファミリー・サポート・センター」の利用料を半額助成します。（※利用には、事前に登録が必要です。所得制限があります）



利用時間	利用料 (1時間あたり)	利用料助成を使うと…
平日(7:00~20:00)	700円	350円
上記以外の時間と年末年始	800円	400円

託児はこちらから

利用料助成の登録はこちらから

かしわファミリー・サポート・センター
04-7190-5225

こども福祉課 04-7167-1595

保育料の負担軽減

保育料は保護者の所得（市民税所得割課税額）を基に算出されます。
ひとり親世帯は所得によって保育料の軽減があります。

条件	軽減措置
生活保護世帯・里親	0円
市民税非課税	0円
市民税均等割のみ ～所得割77,100円	第1子 半額 (半額が9,000円を超える場合は9,000円) 第2子以降 無料
所得割77,101円以上	第2子 半額 第3子 無料

※父母の市民税所得割が非課税で、父母の年収が「120万円未満」又は「3ヶ月以上連続して月収10万円未満」の場合同居する祖父母等（直系親族に限る）のうち最も市民税所得割額が高い方の所得割額を合算して決定します。



保育運営課 04-7167-1137

保育料金ははこちらから

こどもルーム保育料の負担軽減

こどもルーム保育料は月額10,000円（8月のみ15,000円）になります。所得によってこどもルーム保育料の軽減があります。

※要申請

アフタースクール課 04-7192-8045

条件	軽減措置
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税均等割のみの世帯 就学援助・特別支援教育就学奨励費認定世帯	2,000円

養育費の受け取りを支援

養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助します。

1.公正証書・調停証書作成費用の補助

公証人手数料又は家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、連絡用の切手代を補助。（上限：17,000円）

2.養育費保証契約の補助

保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料を補助。（上限50,000円）

<対象者> ※詳細はお問い合わせください。

1.2ともに児童扶養手当を受給しているかた

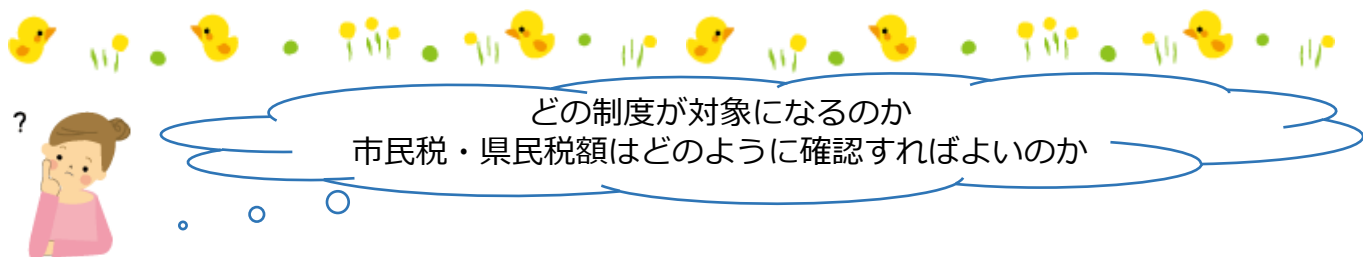
<必要書類> ※詳細はお問い合わせください。

対象経費の領収証など



詳細は
こちらから

こども福祉課 04-7167-1595



- 【1】市民税・県民税が給与から引かれている方
6月頃に職場から配布される「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認できます。
- 【2】市民税・県民税を納付書又は口座振替で納めている方
6月頃に市から通知される「市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書」で確認できます。
- 【3】マイナンバーカードをお持ちの方
マイナポータルから確認できます。
※最新の情報は、毎年7月頃に更新されます。
- 【4】上記以外の確認方法として、「課税・非課税証明書」があります。
課税・非課税証明書は本庁舎、沼南支所、お近くの出張所で発行できます。
※証明書は、1通につき300円の発行手数料が発生いたします。
詳しくは、柏市ホームページ（二次元コード）をご覧ください。



詳細は市民税課まで 04-7168-1612